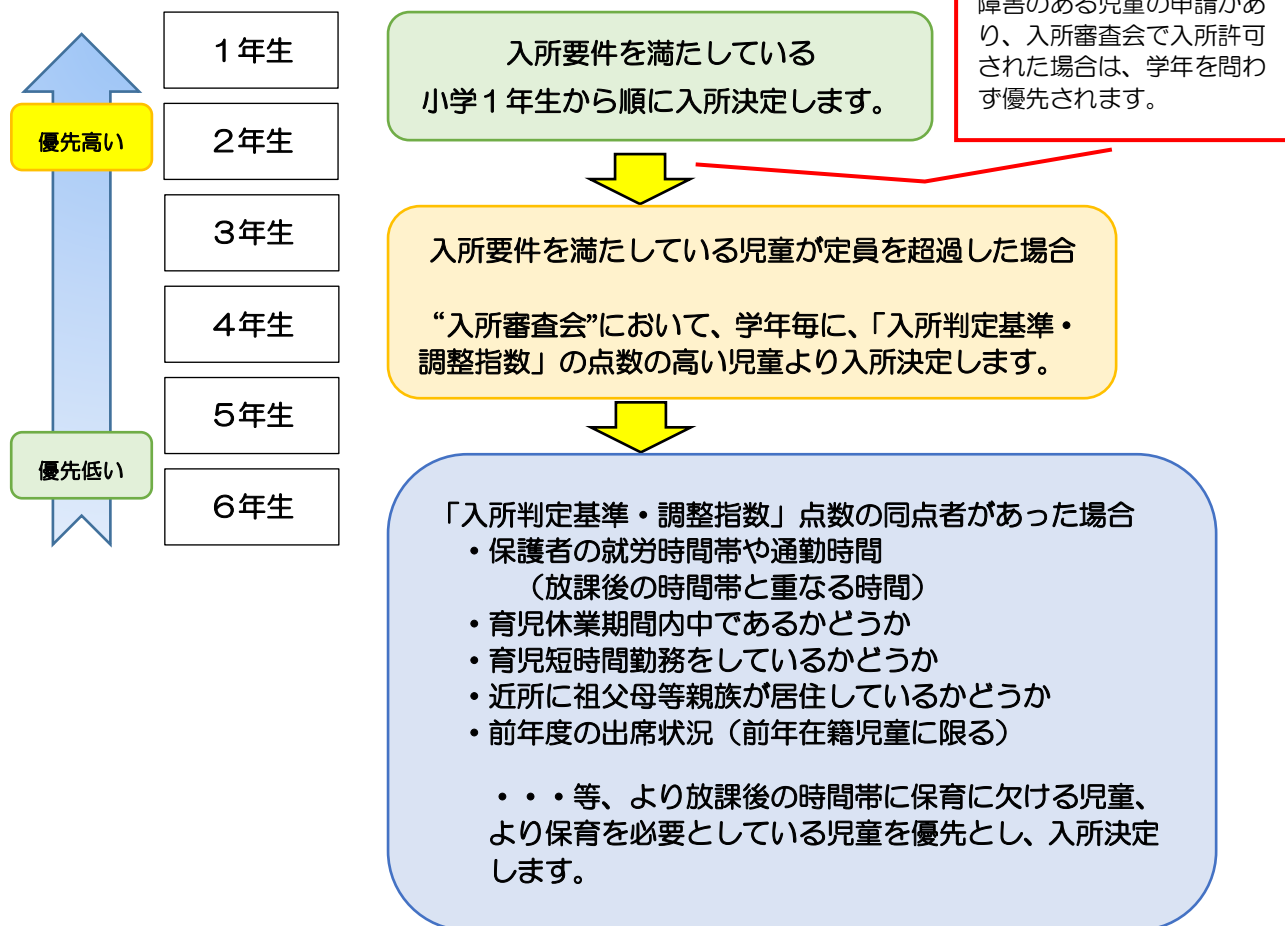


◆入所決定の優先順位



◆「入所判定基準・調整指数」の対象

以下の「判定基準・調整指数」は入所をしようとする児童が定員を超えたときに、実施します。

①「入所判定基準」は、児童の保護者のうち、より在宅時間の長い者により判定します。

勤務時間	[休憩時間を含む労働契約上の就労時間]	
	※育児短時間勤務等取得の場合は、経路前の時間を記入してください。時短勤務の方は、現在の勤務時間も下記へ記入して下さい。	
	[平日]	9時00分～18時00分(休憩時間含む)
	[土曜日]	9時00分～18時00分(休憩時間含む)
	※育児短時間勤務中の方は、記入して下さい。	
[平日]	時 分～時 分(休憩時間含む)	
[土曜日]	時 分～時 分(休憩時間含む)	
[取得期間]	年 月 日～年 月 日	
[休憩時間を含む労働契約上の1日の就労時間及び1か月の勤務日数]		
1日の就労時間		9時間
1か月の勤務日数		20日

提出された「就労（予定）証明書」で、週の内、最も勤務日数が多い日の、勤務終了時間が早い方を、判定対象とします。（残業等は加味しません）

②「入所判定基準」の点数の対象部分

勤務時間	[休憩時間を含む労働契約上の就労時間]	
	※育児短時間勤務等取得の場合は、経路前の時間を記入してください。時短勤務の方は、現在の勤務時間も下記へ記入して下さい。	
	[平日]	9時00分～18時00分(休憩時間含む)
	[土曜日]	9時00分～18時00分(休憩時間含む)
	※育児短時間勤務中の方は、記入して下さい。	
[平日]	時 分～時 分(休憩時間含む)	
[土曜日]	時 分～時 分(休憩時間含む)	
[取得期間]	年 月 日～年 月 日	
[休憩時間を含む労働契約上の1日の就労時間及び1か月の勤務日数]		
1日の就労時間		9時間
1か月の勤務日数		20日
出勤日 (月・火・水・木・金・土・日・祝日 / シフト制) 日/週		

提出された「就労（予定）証明書」の、労働時間、労働日数（週or月）を、「入所判定基準」に照らし合わせて、点数を導きます

③「調整指数」の点数の対象部分

氏名	児童との関係	年齢	保育できない理由
フリガナ	父		1. 労働(居宅外・居室内) 2. 求職中 3. 産休・育休中 4. 疾病又は負傷、障害等 5. 他の者を看護・介護 6. 災害復旧に従事
フリガナ	母		1. 労働(居宅外・居室内) 2. 求職中 3. 産休・育休中 4. 疾病又は負傷、障害等 5. 他の者を看護・介護 6. 災害復旧に従事

「入所申請書」表面の同居の家族欄より点数を導きます

「転居（転入）の為の入所」に関しては、お申込み時に、お知らせください

※入所判定する場合は、②「入所判定基準の点数」+ ③「調整指数の点数」を合計した点数で判定します。

④②「入所判定基準の点数」+ ③「調整指数の点数」の同点者が複数あった場合

以下の複数の項目を総合的に判断して、同点者の中より、優先順位を決定します。

- ・保護者の就労時間帯や通勤時間（放課後の時間帯と重なる時間）

名 称	株式会社茅ヶ崎商会		
所在地	茅ヶ崎市〇△町1-1-1		
電話	0467-xx-xxxx		
通勤時間(自宅から)	30 分 (主な通勤手段) 神奈中バス		
勤務時間	【休憩時間を含む労働契約上の就労時間】 ※育児短時間勤務等取得の場合は、経過前の時間を記入してください。時短勤務中の方は、現在の勤務時間も下記へ記入して下さい。 【平日】 9 時 00 分 ~ 18 時 00 分(休憩時間含む) 【土曜日】 9 時 00 分 ~ 18 時 00 分(休憩時間含む) ※育児短時間勤務中の方は、記入して下さい。 【平日】 時 分 ~ 時 分(休憩時間含む) 【土曜日】 時 分 ~ 時 分(休憩時間含む)		

提出された「就労（予定）証明書」の勤務終了時間+通勤時間で、より遅い時間を優先順位の上位とします。

左記の例だと、勤務終了 18 時 + 通勤時間 30 分 = 18 時 30 分

- ・育児休業期間内中であるかどうか

育児休業	年 月 日 ~ 年 月 日 (本人希望による短縮 ☐ 可 ☐ 不可)
※育児休業基本給付金支給決定通知書もしくは就業規則の該当部分を添付してください。	

提出された「就労（予定）証明書」の「育児休業」の欄

「育児休業」中の場合は、優先順位が低くなります

- ・育児短時間勤務をしているかどうか

勤務時間	【休憩時間を含む労働契約上の就労時間】 ※育児短時間勤務等取得の場合は、経過前の時間を記入してください。時短勤務中の方は、現在の勤務時間も下記へ記入して下さい。 【平日】 9 時 00 分 ~ 18 時 00 分(休憩時間含む) 【土曜日】 9 時 00 分 ~ 18 時 00 分(休憩時間含む) ※育児短時間勤務中の方は、記入して下さい。 【平日】 時 分 ~ 時 分(休憩時間含む) 【土曜日】 時 分 ~ 時 分(休憩時間含む) 【取得期間】 年 月 日 ~ 年 月 日	
------	--	--

提出された「就労（予定）証明書」の「育児短時間」の欄

「育児短時間」中の場合は、優先順位が低くなります

- ・近所に祖父母等親族が居住しているかどうか

聞き取り等により、情報を伺い判断します。

近隣に保育可能な方がいらっしゃる場合は、優先順位が低くなる場合があります。

- ・前年度の出席状況（前年在籍児童に限る）

前年度在籍の実績がある場合は、前年度の出席状況も加味します。

出席日数が少ない場合は、優先順位が低くなる場合があります。

- ・夜勤等の勤務がある場合は、状況を考慮します。

(2) 入所しようとする児童が児童クラブの定員を超えたときには、近隣の他の入所可能な児童クラブの入所を案内する場合があります。

(3) 入所承認された児童クラブは、年度内在籍して頂きます。

但し、小学校区が変更している場合は、この限りではありません。

※年度途中で退所を希望する場合は、P 1 4「■退所について」を、ご参照ください。

<待機>

入所の審査後待機となった場合は、入所を希望する児童クラブの定員に空きが出たら、優先順位の上位者より、ご連絡します。

ご連絡後 2 日以内に、入所意思が確認出来ない場合は、入所申請を取り消させて頂き、次の優先順位者に移行します。

<入所の承認制限>

児童クラブに入所しようとする児童が次のいずれかに該当するときは、入所を承認しないことがあります。

(1) 集団における指導が困難と認められるとき。

(2) その他児童クラブの管理上支障があると認められるとき。

<入所の承認>

入所の承認をするときはその旨を、入所の承認をしないときはその旨および承認をしない理由を、茅ヶ崎市児童クラブ入所決定書により申請者に通知します。

<入所日と申請日>

入所日と申請日については、以下ご参照頂き、各締切りまでに、申請書をご提出ください。

選考区分	選考対象者	申請受付期間及び選考結果	
新 年 度	4 月 1 日からの入所希望者で 小学校第 1 学年～第 6 学年の児童	申込期間	1 2 月 1 5 日～1 2 月 2 8 日まで
		選考結果	翌年 1 月末より順次ご自宅へ送付
	※ 1 月 4 日～3 月 1 5 日までに、入所申請した場合、選考結果の送付は 3 月下旬となりますので、ご了承ください。		
随 時	毎月 1 日入所希望者	申込期間	毎月入所希望月の前月 1 5 日まで
	毎月 1 6 日入所希望者	申込期間	毎月入所希望月の前月末日まで

※ 3 月 1 6 日～3 月 3 1 日までに、申請をした場合は、4 月 1 6 日入所となります。

※締切り日が日曜祝日のときは、その前日までとします。

<申請書類の取り扱い>

入所の承認をしない理由が児童クラブの定員を超えたためのときは入所待機とし、申請書類等は 6 か月有効とし、入所の審査は毎月 2 回実施します。

申請書類等の有効期限が終了したときは、新たに申請を行ってください。

<入所要件の確認>

毎年 9 月に入所要件の確認を行いますので、必要書類のご提出をお願いします。

■ 入所承認の取り消しについて

入所児童又は保護者が次のいずれかに該当するときは、入所の承認を取り消します。

- (1) 対象児童が入所できる児童に該当しなくなったとき。
- (2) 対象児童が入所承認の制限のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 育成料等を納入期限後3カ月滞納したとき。
- (4) 前年度3月31日現在、育成料等ならびにおやつ代その他の経費を滞納したとき。
- (5) 虚偽の申請その他不正な行為により、入所を承認されたとき。
- (6) 継続した利用の実態が認められないとき。
- (7) その他、理事長が承認の取り消しと認めたとき。

茅ヶ崎市児童クラブ入所事務取扱基準

平成 28 年 1 月 1 日制定

茅ヶ崎市児童クラブ条例（以下「条例」という。）に基づき、保育を実施するに当たり、当該事務が適正かつ円滑に実施することを目的に入所事務取扱基準を設ける。

1 入所要件

（1） 条例第 9 条に規定する「入所することができる児童」（入所対象児童）

保護者及び同居の親族その他の者が、放課後及び小学校の長期休暇等において、以下に掲げる事由により、保育することができない小学校に就学する児童

① 居宅外労働

児童の保護者が放課後に居宅外で労働している、又は生活を維持することを目的に技術を習得するため学校等に通学していて、児童の保育ができない（以下「保育に欠ける」という。）場合。

就労時間については、1 日 5 時間以上でかつ 1 週間に 3 日以上または 1 か月 60 時間以上でかつ 1 か月 12 日以上就労を原則とする。

ただし、入所後就労予定の場合及び入所中に転職等により求職活動をする場合には、それぞれ 2 ヶ月間の入所猶予期間を設け、当該期間内に上記就労時間を満たすことを条件とする。

なお、育児休業取得の場合の入所要件は、育児休業取得対象の児童が満 1 歳になる日を含む月の月末までとする。

② 居宅内労働

児童の保護者が放課後に居宅内で家事以外の労働をすることにより児童の保育ができない場合。就労時間については、居宅外労働の場合に準じる。

③ 妊娠・出産

児童の母親が妊娠中であるか出産後間もない場合。入所期間は原則として出産予定日の 6 週前の日を含む月の初日から出産予定日の 8 週後の日を含む月の末日とするが、状況に応じて判断する。

④ 疾病・心身障害等

児童の保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している場合で児童の保育ができない場合。

⑤ 病人の看護・介護等

児童の家庭に長期にわたり病人や心身に障害のある者または、常時介護の必要とされる者がいて、保護者がその看護・介護にあたることが常であり、児童の保育ができない場合。病院に入院中または、施設に入所中の者については、常時付き添いが必要とされる場合を除き、この対象とはならない。

⑥ 災害

火災や風水害、地震等不測の事態により、家屋等破損したため、その復旧の間児童の保育ができない場合。

⑦ その他

前各号に類する状態であって市長が特に必要と認めた場合。

(2) 同居の親族等の取り扱い

- ① 同居の65歳以上の祖父母等については、保育困難と判断する。ただし、65歳未満であつても病気等の場合においては保育可能かどうか実態に即して判断する。
- ② 同居・別居については、祖父母等と同居所であつても、2世帯住宅（玄関、台所、風呂等が別で生計も別であること）の場合は別居として取り扱う。
- ③ 同居の祖父母等が65歳未満の際には、保育が不可能と判断される証明書（就労証明書、診断書等）を併せて添付することとする。

2 入所選考等

(1) 毎年、4月1日からの入所選考は、二段階で行うものとする。

第一次選考は、12月末日までに提出された申請書について選考することとし、1月末日までに決定することとする。

第二次選考は、翌年1月1日から3月15日までに提出された申請書について選考するものとし、3月末日までに決定することとする。

なお、入所選考は、入所要件を満たす児童のうち、より学年の低い児童と障がいがあり医師の診断書等の添付のある児童を優先して行い、同学年の児童が入所待機となるような状況の際には、別表1及び別表2の児童クラブ入所判定基準・調整指数（以下「入所判定基準」という。）により判定するものとする。

なお、同学年の児童が同点となった際には、保護者の就労時間が放課後の時間帯と重なる児童を優先として判定するものとする。

(2) 「入所判定基準」は、児童の保護者のうち、より、在宅時間の長い者により判定するものとする。

(3) 児童クラブの入所日は、1日又は16日とする。

5月1日以降、毎月1日からの入所を希望する際は、入所希望月の前月の15日までに申請書を提出することとする。

毎月16日からの入所を希望する際は、入所希望月の前月の末日までに申請書を提出することとする。

なお、締切日が日曜又は祝日の場合にはその前日を締切日とする。

(4) 入所する児童クラブは、原則として児童が在籍する小学校区に設置された児童クラブとする。また、私学通学児童においては、原則として居住地が属する小学校区に設置された児童クラブとする。

(5) 入所希望者が保育可能な人数を超えた場合には、近隣の他の入所可能な児童クラブの入所を案内する場合がある。

(6) 保育可能な人数については、別に定める。

3 要件確認について

(1) 入所要件の確認で、別表2により提出された必要書類は、有効期限を6ヶ月とし、入所時より6か月を経過した際には、再提出するものとする。

(2) 別表3に記載の必要書類については、就労証明書及び在学証明書は1ヶ月以内、診断書は3ヶ月以内に発行されたものとする。

児童クラブ入所判定表

別表1 入所判定基準

平成28年1月1日

類型	細目		点数
1 居宅外労働 ※（中心者）は、事業者を指す ※（補助者）は、事業を補助している者を指す	外勤	月20日以上かつ1日8時間以上 160h～ 5日/週 8時/日	10
		月20日以上かつ1日6時間以上 120h～ 5日/週 6時/日	9
		月16日以上かつ1日8時間以上 128h～ 4日/週 8時/日	
		月16日以上かつ1日6時間以上 96h～ 4日/週 6時/日	8
		月12日以上かつ1日5時間以上 60h～ 3日/週 5時/日	7
		上記以外	1
	自営 （中心者）	月20日以上かつ1日8時間以上 160h～ 5日/週 8時/日	9
		月20日以上かつ1日6時間以上 120h～ 5日/週 6時/日	8
		月16日以上かつ1日8時間以上 128h～ 4日/週 8時/日	
		月16日以上かつ1日6時間以上 96h～ 4日/週 6時/日	7
		月12日以上かつ1日5時間以上 60h～ 3日/週 5時/日	6
		上記以外	1
	自営 （補助者）	月20日以上かつ1日8時間以上 160h～ 5日/週 8時/日	8
		月20日以上かつ1日6時間以上 120h～ 5日/週 6時/日	7
		月16日以上かつ1日8時間以上 128h～ 4日/週 8時/日	
		月16日以上かつ1日6時間以上 96h～ 4日/週 6時/日	6
		月12日以上かつ1日5時間以上 60h～ 3日/週 5時/日	5
		上記以外	1
2 居宅内労働 ※（中心者）は、事業者を指す ※（補助者）は、事業を補助している者を指す	自営 （中心者）	月20日以上かつ1日8時間以上 160h～ 5日/週 8時/日	7
		月20日以上かつ1日6時間以上 120h～ 5日/週 6時/日	6
		月16日以上かつ1日8時間以上 128h～ 4日/週 8時/日	
		月16日以上かつ1日6時間以上 96h～ 4日/週 6時/日	5
		月12日以上かつ1日5時間以上 60h～ 3日/週 5時/日	4
		上記以外	1
	自営 （補助者）	月20日以上かつ1日8時間以上 160h～ 5日/週 8時/日	6
		月20日以上かつ1日6時間以上 120h～ 5日/週 6時/日	5
		月16日以上かつ1日8時間以上 128h～ 4日/週 8時/日	
		月16日以上かつ1日6時間以上 96h～ 4日/週 6時/日	4
		月12日以上かつ1日5時間以上 60h～ 3日/週 5時/日	3
		上記以外	1
	上記以外の居宅内労働 （在宅勤務・内職など 収入を証明する書類により判断）		7～3
求職			1
内定（入所後就労開始）	上記に該当する就労時間の項目から -2		

類型	細目	点数
3 妊娠、出産		9

類型	細目		点数
4 疾病、心身障害等	入院		10
	疾病	常時臥床	10
		精神疾患	10
		慢性疾患	8
	心身障害	重度心身障害者（身障手帳１・２級、聴覚障害３級）	10
		中度心身障害者（上記以外）	8

類型	細目		点数
5 同居の 病人の看護等	入院中の者の付き添いが常時必要（主治医の診断書により判断）		10
	同居者の自宅看護		5
	重度心身障害者（身障手帳１・２級、聴覚障害３級以上、療育手帳Ａ１・Ａ２）		10

類型	細目		点数
6 災害	災害等の復旧のため保育にあたれない		10

類型	細目		点数
7 その他	就学・技能取得のため	通学（月２０日以上かつ１日６時間以上）	8
		通学（上記以外）	7
	市長が保育に欠けると認める場合		市長が定める

別表２ 調整指数

保護者等の状況	点数
ひとり親世帯（祖父母同居の場合を除く）である/離婚・離婚調停中・死別等	＋５
転居（転校）の為の入所	＋３
同居・二世帯・同一敷地内に保育要件を満たしていない祖父母が同居している場合	－５
市長が緊急性が高いと判断した場合	市長が定める

別表 3 必要添付書類の表

	種 別	必要添付書類	備 考
1	就労により保育が困難な場合	・就労証明書 ・自営業については、確定申告の控え等（専従者の確認） ・内職については、仕切書・納品書等（勤務時間の換算確認）	
2	出産により保育が困難な場合	・母子手帳等のコピー	母の氏名及び、分娩予定日の記載のあるもの
3	疾病により保育が困難な場合	・診断書・障害者手帳等のコピー	
4	看護・介護等により保育が困難な場合	・看護・介護を受けている人の診断書・障害者手帳のコピー又は介護を必要とすることを証明できるもの	介護保険認定書等看護期間の記載があり、病状等がわかること
5	就学により保育が困難な場合	・在学期間の記載のある在学証明書のコピー ・時間割表等のコピー	